

各市町村教育委員会教育長 様

大阪府教育委員会教育長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言に伴う
市町村立学校園の対応について（通知）

標記について、5月7日（金）に開催された大阪府新型コロナウイルス対策本部会議の決定に基づき、下記のとおり対応期間の延長について要請いたします。

緊急事態宣言に伴う市町村立学校園の対応については、令和3年4月23日付け教小中第1261号により通知した内容から変更はありません。

つきましては、貴所管学校園に周知いただきますとともに、御対応のほどよろしくお願いたします。

新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、必要に応じて変更が生じる場合があります。引き続き状況の変化及び提供できる情報が入り次第お知らせします。

その他、本件について御不明な点等があれば、下記連絡先まで連絡願います。

記

○ 期間

令和3年5月31日（月）まで

※ただし、今後の感染状況により期間を変更する場合があります。

【参考】 令和3年4月23日付け教小中第1261号「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言に伴う市町村立学校園の対応について」より

2 授業について

- ・分散登校や短縮授業は行わず、通常形態（1教室40人まで）を継続する。
- ・ただし、感染リスクの高い活動は実施しない。

【参考】「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（令和3年度版）」
（市町村立学校園版）

- ・感染拡大により不安を感じて登校しない児童生徒等については、オンライン等を活用して十分な学習支援を行う。

3 修学旅行、府県間の移動を伴う教育活動について

- ・中止または延期とする。

4 府内における校外学習等について

- ・中止または延期とする。

5 部活動について

- ・原則休止とする。

※大阪府新型コロナウイルス対策本部会議の資料については、別添資料をご参照ください。

《本件連絡先》

小中学校課 学事グループ 大西・辻本

TEL 06-6944-6886